

相次ぐ留置場保護室内 虐待死事件に寄せて ⑦

田鎖麻衣子

本稿執筆時点は一月二十五日。愛知県警岡崎警察署の留置場保護室で被勾留者の男性が亡くなった二月四日から、まもなく一年になる。事件発生から一ヶ月後には、「県警は全容解明に向け調査を急ぐとともに、特別公務員暴行陵虐容疑などでの立件も視野に調べている」との報道がなされた(二〇二三年一月四日付事)。しかし、その後、立件の報には接しない。愛知県警のHPにも調査結果は掲載されていない。辛うじて、愛知県留置施設観察委員会のために、「調査が

終わりましたら、調査結果及び改善策の情報提供をしてください」との意見が同委員会から留置業務管理者に述べられ、これに対して、岡崎警察署が自殺防止対策を実施するなどして、約三週間後に発生した大阪府警浪速警察署保護室での男性死亡事件についても、署は、保護室に収容した男性を二十四時間体制で対面にて監視しながら、彼が求めた医療は提供せず、ついに死亡する」との報道がなされた(二〇二三年一月四日付事)。しかし、大阪府警浪速警察署保護室での男性死亡事件についてはどうか。大阪府留置施設観察委員会の意見は、(二〇二二年九月に発生した福島

年五月)を提出しない

事件の被疑者が自殺し、察委員は警察職員以外の人物から選任される

しかも、発覚当初に府警が虚偽説明をしてい

が、ゆえに警察組織から独立しているかとい

たとく、大いに問題のケースである。だ

が、この事件を受けて士が委員として選任さ

れていても、必ずしも弁護士会が推薦した人

物とは限らず、警察か

らの「一本釣り」によ

る場合があり、先の大

阪府留置施設観察委員会だけでは

はない。本年六月に公

表された「名古屋刑務

所職員による暴行・不

適正処遇事案に係る第三

者委員会」による

「深刻な懸念」が表明

されていた(第二回審

査、二〇一三年)。こ

れに対して日本政府は述べられている。当面

の「改善策としての定入院医療機関なども

おいて、OPCAT

批准の勧告を拒否して

いる。死刑や代用監獄制度の廃止と異なり、

正面から拒否づらい

勧告なのである。刑事手続のみならず、拘禁

場所に対するモニタリ

ング制度も「ガラパゴス的状況」をきたすこ

追記

脱稿後の一月

が再発防止策を通達

した

こと

などが報道さ

れた。

これらについ

て

は次号以降にて見解を

述べること

としたい。